

令和5年7月21日（金）

令和5年第7回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： ただ今から、令和5年第7回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古
島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこ
とにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、3番：松岡日出雄委員、4番：仲里長造委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の川満優翔 主事を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請につい
て」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、無償移転の順に説
明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は17件でございます。
受付番号1番から17番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から17番は、別紙参考資料1ページから17ページの調査書の
とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満た
しております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足
説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番から3番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番から3番の説明をいたします。1番の場所は、上野名嘉山集落のテマカハイツから入江集落向けの入江集落右側に位置し、譲受人は機械等は兄弟の機械を使用してサトウキビ栽培です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は上野名嘉山集落テマカハイツの南側100mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は旧上野庁舎から新里集落向けのテマカ集落内に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は高野集落の南側1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号5番から9番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は添道のグリーンセンターの北側、市営上原住宅北側に位置し、譲受人は機械等も所有して遊休農地を開墾してサトウキビ栽培です。

受付番号6番から8番は隣接していますので併せて説明いたします。場所は砂川金物店から東側100mに位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー経営ですが、購入する畑にはサトウキビ栽培です。

受付番号9番の説明をいたします。場所は大野果樹園の南側に位置し、譲受人は機械等も所有してマンゴー作栽培です。

議長： 次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は入江保育所の東側100mに位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ農家であるが、購入する畑にはサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は西城小学校の東側100mに位置し、譲受人は機械等も所有して畜産経営で牧草栽培です。

議長：次に受付番号12番と13番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員にお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は佐和田漁港から南側600mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号13番の説明をいたします。場所は旧伊良部高校から北西向け1kmに位置し、譲受人は機械等は借用してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号14番と15番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は上野小学校から城辺花切向けに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号15番の説明をいたします。場所は上野豊原墓地団地の東隣に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は下地Aコープ店から南側200mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員
にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は佐良浜集落から長浜集落向けの県
道204号線長山港佐良浜線の中に位置し、譲受人は機械等は委託者に任せて、
サトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手で
お願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条
の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から17番について、原案の
とおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

~~~~~  
議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）  
について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）は、6件ござ  
います。受付番号18番から23番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号18番から23番は、別紙参考資料18ページから23ページの調査  
書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを  
満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足  
説明をお願いいたします。

**議 長：** 受付番号 18 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 1 番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号 18 番の説明をいたします。場所は上野名嘉山集落のテマカハイツから入江集落向け入江集落の東側に位置し、譲受人は機械等は兄弟の機械を使用してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 19 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 3 番委員にお願いいたします。

**松岡委員：**

受付番号 19 番の説明をいたします。場所は宮古島市 JTA ドームの北側 200 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 20 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 7 番委員にお願いいたします。

**砂川委員：**

受付番号 20 番の説明をいたします。場所は砂川保育所から東側 200 m に位置し、譲受人は機械等は実家の機械を使用してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 21 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 4 区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号 21 番の説明をいたします。場所は西城の根間地の平良商店から北側 100 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 22 番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野 1 区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号 22 番の説明をいたします。場所は陸上自衛隊宮古島駐屯地から航空自衛隊宮古島分屯地向け東側 100 m に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議 長：** 次に受付番号 23 番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部 2 区推進委員にお願いいたします。

**前泊推進委員：**

受付番号23番の説明をいたします。場所は県道204号線長山港佐良浜港線から白鳥方面向け400mのファームポンドの道路右側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入りますが、事務局職員・下地 明に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 下地 明 退室 》

**議長：** あらためまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃貸借権の設定）」受付番号18番から23番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。事務局職員・下地 明の入室・着席を認めます。

《 事務局職員下地 明 入室・着席 》

~~~~~  
議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は7件でございます。受付番号24番から30番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

受付番号24番から30番は、別紙参考資料24ページから30ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号24番から30番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長： 受付番号1番から3番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

**川満事務局：**

受付番号1番の説明をいたします。この案件は先月総会で保留されました案件で、場所はクリーンセンター南東の添道集会所の東側300mに位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

受付番号2番の説明をいたします。場所は城辺庁舎の北側200mの位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は福嶺小学校から南東800mに位置し、譲受人は中間管理機構での賃貸借です。

**議長：** 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

**津波古推進委員：**

受付番号4番の説明をいたします。場所はディサービスセンター青潮園の南側50mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

**議長：** 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

**下地推進委員：**

受付番号5番の説明をいたします。場所は七又海岸の風力発電所の北側に位置し、譲受人は機械等も所有して葉たばこ栽培農家です。

**議長：** 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

**砂川推進委員：**

受付番号6番の説明をいたします。場所は陸上自衛隊宮古島駐屯地の北側に位置し、譲受人は畜産経営農家で牧草栽培です。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入りますが、10番：川満里志委員、11番：川満広紀委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いいたします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いいたします。

《 10番：川満委員、11番：川満委員退室 》



議 長： あらためまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。10番：川満里志委員、11番：川満広紀委員の入室・着席を認めます。

《 10番：川満委員、11番：川満委員入室・着席 》

~~~~~

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は2件でございます。
受付番号1番から2番の説明をいたします。

（ 内容省略 ）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は成川公民館の北側500mに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は陸上自衛隊宮古島駐屯地の北側に位置し、譲受人は申請地に畜舎があるため畜舎購入して牧草栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 休憩します。

~~~~~  
議長： 再開します。

議長： 次に、日程第5議案第4号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から6番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

**議 長：** ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。  
なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

**長濱委員：**

現地調査報告をいたします。日時は令和5年7月4日（火曜日）に調査員として、2番：奥浜 健委員、芳山会長、事務局の上地局長、田名次長、前泊調整官、仲間さんの合計7名で調査し、日程として午前9時30分から午後4時15分まで現地調査、午後4時15分から4時45分まで事務局にて調査内容調整会議、7月11日の内部審査会での4条申請6件、5条申請8件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は下地与那覇防災センターから南側280mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、(4割街区)街区に占める宅地の割合が4割を超える区域内にある農地と判断しました。

**議 長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委 員：** 質疑なし

**議 長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委 員：** 異議なし

**議 長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議 長：** 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号2番の説明をいたします。場所は城辺西中公民館の東側320mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農用地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

**議長：** 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員をお願いいたします。

**長濱委員：**

受付番号3番の説明をいたします。場所は城辺新城集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農用地と判断しました。

**議長：** ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

**委員：** 質疑なし

**議長：** 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

**委員：** 異議なし

**議長：** ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は上野宮國の株式会社南西楽園リゾートの敷地内に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、宅地・保安林等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は城辺西城小学校の東側200mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 6 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 6 番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号 6 番の説明をいたします。場所は下地来間集落の南側 8 0 m のグループホーム施設来間の隣に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第 1 種農地、周辺農地が概ね 1 0 h a 以上規模の一団の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 6 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第 5 議案第 4 号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第 6 議案第 5 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

田名事務局：

今月の農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は、8 件でございます。受付番号 1 番から 8 番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から8番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は竹原地区区画整理区の宮古島市未来創造センターの西隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、農地区画整理事業区域内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は沖縄電力宮古支店の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は平良土建から沖縄電力発電所向けの東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他、原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は下崎から西原線を砂山ビーチ向けのマルキヨ味噌の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める宅地の割合が4割を超えている区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は上野宮國公民館の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地（相当街区）相当数の街区を形成している区域内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は下地与那覇集落防災センターから南側280mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地（4割街区）街区に占める宅地の割合が4割を超える街区内にある農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を2番委員をお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

奥浜委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は県営久貝団地の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地、概ね10ha以上規模の一団の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 8 番の現地調査の結果ならびに説明を 2 番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号 8 番の説明をいたします。場所は城辺西城小学校の南側 240 m に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地、農業振興地域内にある農用地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 8 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第 6 議案第 5 号は原案どおり決定いたしました。

~~~~~

議 長： 次に、日程第 7 議案第 6 号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

國仲事務局：

今月の非農地証明交付願は、8 件でございます。受付番号 1 番から 8 番の説明をいたします。

( 内容省略 )

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号 1 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は私立久松小学校グラウンドの北側に位置し、当地は長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所はサンエーショッピングタウン宮古衣料館の南側に位置し、当地は長年農地利用がないことと、今後も農地利用の計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 3 番の説明をいたします。場所は池間島灯台と池間湿原の間に位置し、当地は長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 3 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号 4 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 3 番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号 4 番の説明をいたします。場所は宮原地域の増原集落近辺に位置し、当地は本土復帰以前より墓地であり、その後の農地整備事業により墓地周辺が農地として整備され、該当地は長年農地利用がないことと、今後も墓地としての利用のため非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 4 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は宮古製糖伊良部工場の東側に位置し、当地は長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は長山港の北側に位置し、当地は長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画画でないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を16番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は長山港の北側に位置し、平成31年の航空写真にて農地利用が見られますが、県道の新築工事により農地が分断されたことから、農業機械の利用も困難な小さな農地となったことと周囲が原野となっていることから農業生産力の低い農地であるため非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議無いとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は城辺保良川ビーチの北側に位置し、当地は長年農地利用がないことと、今後も農地利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたします。

~~~~~  
議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

（委員会規則に基づく発言等）

宮古島市農業委員会会議規則第21条（委員の発言）

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和5年第7回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和5年7月21日

会 長 芳 山 辰 巳
3 番委員 松 岡 日出雄
4 番委員 仲 里 長 造